



FPC

第13期 報告書

平成26年4月1日▶平成27年3月31日

富士石油株式会社

証券コード：5017

第13回 定時株主総会 招集ご通知添付書類

目 次

事 業 報 告… 1
Ⅰ 企業集団の現況に関する事項… 1
Ⅱ 会社の株式に関する事項… 9
Ⅲ 会社役員に関する事項…10
Ⅳ 会 計 監 査 人 の 状 況…14
Ⅴ 会 社 の 体 制 及 び 方 針…15
連 結 貸 借 対 照 表…18
連 結 損 益 計 算 書…19
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書…20
連 結 注 記 表…21
貸 借 対 照 表…27
損 益 計 算 書…28
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書…29
個 別 注 記 表…30
連 結 計 算 書 類 に 係 る …35
会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本
会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本 …36
監 査 役 会 の 監 査 報 告 書 謄 本 …37

株主の皆様へ

株主の皆様には平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに当期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の事業の概況等につきご報告申し上げます。

平成27年6月



取締役社長

柴生田 敦夫

事業報告（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

<事業環境>

期初1バレル104ドル台であったドバイ原油価格は、イラク情勢の不安定化など地政学的リスクの高まりを受け6月に111ドルを超えるまで上昇しましたが、7月以降は新興国・欧州での需要の低迷に加え、米国シェールオイルなどの供給増加により需給が緩和したことから下落に転じました。さらに、11月末のOPEC総会で協調減産が見送られたことで急落し、1月には42ドル台となりましたが、その後は上昇に転じ、期末には53ドル台となりました。この結果、期中平均では前期を約21ドル下回る約84ドルとなりました。

一方、期初1ドル103円台で始まった外国為替相場は、米国における量的緩和政策の終了、利上げ観測などから8月後半以降円安となり、10月末の日銀による追加緩和決定を受けて一段と円安が加速し、期末には120円台となりました。この結果、期中平均では前期より約10円の円安となる約110円となりました。

石油製品の国内需要につきましては、期初に消費税増税の反動により減少したこと、低燃費車の普及やドライブシーズンの天候不順、また、暖冬に加え電力・ガスなど暖房用熱源が多様化したことなどから、ガソリン・灯油・軽油いずれも前期を下回りました。さらに、電力用C重油は発電用燃料の石炭・LNGへの代替が進行した影響から前期を大幅に下回り、燃料油総量では前期比94.5%の需要となりました。

<連結業績>

このような事業環境のもと、当期の連結業績につきましては、売上高は、原油安を反映した販売価格の下落により前期を367億円下回る6,661億円となりました。

営業損益は、期中における原油価格の著しい下落に伴い、在庫影響（総平均法および簿価切下げによるたな卸資産の評価が売上原価に与える影響）が250億円の原価押し上げ要因（前期は19億円の原価押し下げ要因）となったことなどから、前期と比較して125億円悪化し、203億円の損失となりました。

経常損益は、円安の進展に伴う保有外貨建資産の為替差益拡大に加え持分

法による投資利益の増加などから営業外損益の改善はあったものの、前期と比較して85億円悪化し、186億円の損失となりました。

この結果、当期純損益は、前期と比較して62億円悪化し、181億円の損失となりました。

なお、当期の在庫影響を除いた実質ベースの損益は、4年に1度の大規模定期修理を実施した前期に比べ、販売数量が増加するとともに修繕費を含む精製費が大幅に減少したことに加え、原油価格の下落により自家燃料費が低減した一方でユリカ装置により生産されるアスファルトピッチの販売価格は下落せず横ばいで推移したことなどにより、営業利益相当額は47億円（前期比145億円改善）、経常利益相当額は64億円（前期比185億円改善）の黒字となりました。

<事業経過>

（生産状況）

袖ヶ浦製油所におきましては、ユリカ装置などの精製設備の特性を十分に活用し、超重質原油の処理量を増加するとともに、製品需要に応じた機動的な運転を実施した結果、常圧蒸留装置の稼働率は98.5%となりました。

当期の製品生産量は、大規模定期修理を実施した前期に比べ13.3%の増加となる8,328千キロリットルとなりました。

（単位：千キロリットル）

区 分	当 期	前 期	対前期比 (%)
原 油 処 理 量	8,169	7,159	114.1
半 製 品 繰 入 量	494	512	96.5
原 料 合 計	8,664	7,671	112.9
ガ ソ リ ン ・ ナ フ サ	2,480	2,018	122.9
灯 ・ 軽 ・ A 重 油	3,705	2,911	127.3
C 重 油	631	1,024	61.6
そ の 他	1,511	1,397	108.2
製 品 生 産 合 計	8,328	7,352	113.3

(販売状況)

当社の当期における石油製品の販売数量は、袖ヶ浦製油所における製品生産量の増加などに伴い、合計では前期に比べ11.9%の増加となる8,580千キロリットルとなりました。

油種別では、電力用C重油の販売が大幅な減少となる中で、分解装置を有効活用することにより、主に輸出用としてガソリンや軽油など白油を増産・増販した結果、ガソリンは前期比26.6%の増加、灯・軽・A重油は同25.5%の増加、ベンゼン・キシレンは同20.5%の増加となりました。

(単位：千キロリットル)

油 種	当 期	前 期	対前期比 (%)
ガソリン	2,249	1,777	126.6
ナフサ	363	368	98.6
灯・軽・A重油	3,751	2,988	125.5
C重油	647	1,118	57.9
ベンゼン・キシレン	564	468	120.5
その他の	1,004	947	106.0
販売合計	8,580	7,668	111.9

(安定供給、安全・環境対策)

当社では、「エネルギーの安定供給」、「安全の確保と地球環境の保全」を主要な企業理念に掲げ、日頃より全社をあげて種々の対策に取り組んでおります。

○エネルギーの安定供給

巨大地震などの災害発生時における事業継続計画（BCP）を作成し、これに基づく社内教育・訓練などを実施するとともに、設備の耐震補強、非常用発電機の整備など、何時如何なるときにおいてもエネルギーの安定供給を確保できる体制作りを進めております。

○安全・環境対策

大量の危険物などを取り扱っている企業としての自覚と責任を持って、運転監視、現場パトロール、設備点検、検査、補修、安全教育など、各種の安全活動に日々取り組んでおります。

また、環境負荷低減につきましては、省エネルギー活動の継続による温暖化ガス排出量の削減、産業廃棄物の減量と再資源化に努めるとともに、バイオガソリンをはじめ低硫黄化したガソリン・軽油など環境に配慮した製品の供給に取り組んでおります。

(グループの動き)

当期における、当社連結子会社の主な活動は以下のとおりです。

富士臨海(株)は、当社の中袖原油備蓄基地内の遊休地を利用した太陽光発電事業を昨年6月より開始し、発電能力約1メガワットの太陽光発電設備により発電した電力を東京電力(株)に販売しております。

シンガポールに本拠を置くPetro Progress Pte Ltd.は当社の重要な海外拠点として、引き続き、原油および石油製品の調達、販売などの営業活動を行っております。

2. 設備投資の状況

当期は、省エネ・安全・環境対策を中心に約28億円の設備投資を行い、これらの投資資金は借入金および自己資金により賄いました。

3. 資金調達状況

当期の金融機関からの資金調達の状況は以下の表のとおりであります。原油価格下落に伴う在庫資金の圧縮などにより、有利子負債残高は前期末比で601億51百万円減少し1,332億26百万円となりました。

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期増減	当期末残高
長期借入金	46,773	△3,941	42,832
短期借入金	146,603	△56,209	90,394
計	193,377	△60,151	133,226

(注) 長期借入金の当期末残高には1年以内返済予定額63億68百万円を含んでおります。

4. 対処すべき課題

国内の石油需要は、人口減、少子高齢化に加え、省エネ、燃料転換の進展などによる構造的な減少傾向が継続するものと想定されます。

しかしながら、石油は一次エネルギー源として最も重要な地位を占めることから、石油業界の一翼を担う当社といたしましては、エネルギーの安定供給を企業理念のトップに掲げ、袖ヶ浦製油所の立地、強固な顧客基盤など、その強みを最大限に活かし、また、事業機会を確実にとらえることで企業価値の向上を目指してまいります。

具体的には、平成25年11月に策定した中期事業計画の達成に向け、「安定操業・高稼働維持」、「トップクラスのコスト競争力堅持」、「アスファルトピッチ焼きボイラー・タービン発電設備（ASP-BTG）導入」等に引き続き取り組んでまいります。なお、大幅な用役コスト削減・アスファルトピッチの付加価値向上が期待できるASP-BTGの導入につきましては、本年3月に袖ヶ浦製油所において起工式を行い、予定通り平成29年7月の次回大規模定期修理後の運転開始を目指しております。

また、昨年7月には「エネルギー供給構造高度化法」に基づく新たな判断基準が告示され（いわゆる第2次高度化法）、石油各社は、平成28年度末までに、残油処理能力のさらなる向上が必要とされました。

当社も、これに対応すべく装置能力の調整ならびに他社との連携など、あらゆる方策の検討を進めてまいります。

今後も、安全・安定操業の維持に努めつつ、事業環境の変化を先取りした事業展開と持続可能な成長を図ってまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第10期	第11期	第12期	第13期
	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
売上高 (百万円)	701,650	780,028	702,942	666,179
経常利益 (百万円)	1,305	3,277	△10,112	△18,624
当期純利益 (百万円)	3,371	△13,025	△11,897	△18,109
1株当たり当期純利益	43円66銭	△168円69銭	△154円39銭	△234円99銭
総資産 (百万円)	409,950	360,891	380,242	287,889
純資産 (百万円)	94,766	81,116	75,347	58,351

(注) 1. 表中の△は損失を表しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しています。

3. 各連結会計年度の主な変動要因は次のとおりです。

第10期…原油価格の上昇や販売価格の上昇などにより売上高は増加しましたが、小規模定期修理による稼働率低下などの影響により利益水準は前期並みとなりました。

第11期…原油価格の上昇や販売価格の上昇などにより売上高は増加し、石油下流事業におけるマージンの縮小などによる収益の悪化があった一方で、石油上流事業における為替差損益の改善などにより経常利益は増加したものの、石油上流事業における減損損失の計上などにより当期純損失の計上となりました。

第12期…石油下流事業において、原油価格の上昇に伴い販売価格は上昇したものの、大規模定期修理実施に伴い販売数量は減少し、売上高は前期を下回りました。また、石油製品のマージンが大幅に縮小したことにより、収益が前期に比し悪化したことに加え、石油上流事業において2プロジェクトからの撤退に係る特別損失を計上した結果、当期純損失の計上となりました。

第13期…前記「I 企業集団の現況に関する事項 1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりです。

6. 重要な子会社の状況 (平成27年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社ペトロプログレス	3,000 <small>百万円</small>	100.0	原油・石油製品の調達、販売、委託精製
Petro Progress Pte Ltd. [ペトロ・プログレス・ピーティーイー・リミテッド]	34 <small>百万シンガポールドル</small> 733 <small>千米ドル</small>	(100.0)	海外における原油・石油製品の調達、販売、委託精製
富士タンカー株式会社	50 <small>百万円</small>	100.0	原油タンカーの備配船
富士石油販売株式会社	100 <small>百万円</small>	100.0	石油製品の販売・納入代行、保険代理店業務
富士臨海株式会社	10 <small>百万円</small>	85.0	海上防災、原油・石油製品の入出荷、産業廃棄物の収集運搬、太陽光発電
アラビア石油株式会社	100 <small>百万円</small>	100.0	石油開発プロジェクトの資産管理等
日本オイルエンジニアリング株式会社	600 <small>百万円</small>	(90.0)	石油開発精製のエンジニアリング、石油諸施設のメンテナンス資機材の調達・輸出入
東京石油興業株式会社	120 <small>百万円</small>	(99.7)	道路舗装用アスファルト合材の製造・販売及び道路舗装材等を対象とする産業廃棄物処理
輪石アイン株式会社	200 <small>百万円</small>	(99.5)	不動産の賃貸等

(注) 1. () は、当社の間接出資比率であります。

2. 輪石アイン株式会社は、平成26年6月1日付で、保険代理店業務の全部を富士石油販売株式会社に譲渡しました。

7. 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

石油の精製・貯蔵・調達・売買、原油・石油製品等の輸送・入出荷

8. 主要な事業所（平成27年3月31日現在）

当	社	本	社	東京都品川区
		袖ヶ浦製油所		千葉県袖ヶ浦市
株式会社ペトロプログレス		本	社	東京都品川区
Petro Progress Pte Ltd.		本	社	シンガポール
富士タンカー株式会社		本	社	東京都品川区
富士石油販売株式会社		本	社	東京都品川区
富士臨海株式会社		本	社	千葉県袖ヶ浦市
アラビア石油株式会社		本	社	東京都品川区
日本オイルエンジニアリング株式会社		本	社	東京都中央区
東京石油興業株式会社		本	社	東京都品川区
輸石アイン株式会社		本	社	東京都品川区

9. 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減
643名	増減なし

10. 主要な借入先及び借入額（平成27年3月31日現在）

（単位：百万円）

借入先	借入金残額
株式会社みずほ銀行	30,965
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	24,159
株式会社三井住友銀行	15,273
株式会社三菱東京UFJ銀行	13,462
株式会社日本政策投資銀行	12,943
三菱UFJ信託銀行株式会社	10,092
三井住友信託銀行株式会社	9,877

II 会社の株式に関する事項 (平成27年3月31日現在)

- | | |
|-----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 200,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 78,183,677株 |
| (3) 株主数 | 10,882名 |
| (4) 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
東京電力株式会社	6,839.9	8.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,811.3	8.82
クウェート石油公社	5,811.3	7.52
サウジアラビア王国政府	5,811.3	7.52
昭和シェル石油株式会社	5,144.0	6.66
住友化学株式会社	5,051.6	6.54
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	4,756.5	6.15
日本郵船株式会社	2,750.8	3.56
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	2,155.5	2.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,755.5	2.27

- (注) 1. 持株比率は発行済株式総数から自己株式(966.0千株)を除いて計算しています。
 2. 持株数につきましては、単元未満の株式を切り捨てて表示しています。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
関屋文雄	代表取締役会長	株式会社ペトロプログレス取締役
柴生田敦夫	代表取締役社長	株式会社ペトロプログレス取締役
渡辺光司	専務取締役	袖ヶ浦製油所長
猪股淳	常務取締役	生産管理部・安全環境室担当
加納望	常務取締役	総務部・経理部担当 株式会社ペトロプログレス監査役
香藤繁常	取締役（社外）	昭和シェル石油株式会社顧問 ^{(注)6} 西部石油株式会社取締役 ^{(注)7}
石飛修	取締役（社外）	住友化学株式会社代表取締役会長・CEO ^{(注)8}
清水正孝	取締役（社外）	
マッド・アブドゥルカム	取締役（社外）	クウェート石油公社マーケティング担当上級職員 ^{(注)9}
ムハンマド・ファハド	取締役（社外）	サウジアラビア王国政府石油鉱物資源省法務局 法務専門官・監督官 ^{(注)10}
小竹潤	取締役	企画部担当
八木克典	取締役	袖ヶ浦製油所副所長（製造部担当）兼製造部長 富士臨海株式会社取締役
山本重人	取締役	業務部担当兼業務部長 株式会社ペトロプログレス代表取締役社長 Petro Progress Pte Ltd. Director 富士タンカー株式会社代表取締役 富士石油販売株式会社取締役
荒井隆男	常勤監査役	株式会社ペトロプログレス監査役 富士タンカー株式会社監査役 富士石油販売株式会社監査役
石井信彦 ^{(注)3}	監査役（社外）	
山脇康 ^{(注)4}	監査役（社外）	日本郵船株式会社顧問 ^{(注)11}
渡辺滋 ^{(注)5}	監査役（社外）	

- (注) 1. 当事業年度中の取締役の就任は以下のとおりです。
- ・平成26年6月26日開催の第12回定時株主総会において、八木克典、山本重人の両氏は取締役に新たに選任され、就任しました。
2. 当事業年度中の取締役の重要な兼職の異動は以下のとおりです。
- ・代表取締役社長柴生田敦夫氏は、平成26年6月24日開催の富士タンカー株式会社定時株主総会終結の時をもって、辞任により同社代表取締役を退任しました。また、平成26年6月20日付富士石油販売株式会社定時株主総会が終結したものとみなされた時をもって、任期満了により同社取締役を退任しました。
 - ・取締役香藤繁常氏は、平成27年3月26日開催の昭和シェル石油株式会社定時株主総会終結の時をもって、任期満了により同社代表取締役会長グループCEOを退任し、同日付で同社顧問に就任しました。
 - ・取締役石飛修氏は、当事業年度期初においては住友化学株式会社代表取締役副会長であったところ、平成26年6月24日開催の同社定時株主総会及び同総会終了後の同社取締役会において同社代表取締役会長・CEOに選任及び選定され、就任しました。
 - ・取締役小竹潤氏は、平成26年6月12日開催の富士臨海株式会社定時株主総会終結の時をもって、任期満了により同社監査役を退任しました。
 - ・取締役八木克典氏は、平成26年6月12日開催の富士臨海株式会社定時株主総会において同社取締役に新たに選任され、就任しました。
 - ・取締役山本重人氏は、平成26年6月27日付株式会社ベトロプログレス定時株主総会が終結したものとみなされた時をもって、新たに同社取締役に選任され、同日開催の同社取締役会において同社代表取締役社長に選定され、就任しました。また、同氏は平成26年6月24日開催の富士タンカー株式会社定時株主総会及び同総会終了後の同社取締役会において同社代表取締役役に選任及び選定され、就任しました。また、同氏は平成26年6月20日付富士石油販売株式会社定時株主総会が終結したものとみなされた時をもって、同社取締役に新たに選任され、就任しました。
3. 監査役石井信彦氏は、長年にわたり金融機関における業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。また、同氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出をしています。
4. 監査役山脇康氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出をしています。
5. 監査役渡辺滋氏は、長年にわたり金融機関における業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。また、同氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出をしています。
6. 昭和シェル石油株式会社は、当社株式5,144.0千株（持株比率6.66%）を保有する株主であり、当社とは石油製品の販売などの取引関係があります。
7. 西部石油株式会社と当社との間には開示すべき特別な関係はありません。
8. 住友化学株式会社は、当社株式5,051.6千株（持株比率6.54%）を保有する株主であり、当社とは石油化学製品の販売などの取引関係があります。
9. クウェート石油公社は、当社株式5,811.3千株（持株比率7.52%）を保有する株主であり、当社とは原油の購入などの取引関係があります。
10. サウジアラビア王国政府は、当社株式5,811.3千株（持株比率7.52%）を保有する株主です。
11. 日本郵船株式会社は、当社株式2,750.8千株（持株比率3.56%）を保有する株主であり、当社とは原油タンカー備船などの取引関係があります。

2. 当事業年度中に退任した取締役の氏名等

氏名	退任時の地位	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任年月日 (退任理由)
玉城孝治	常務取締役	総務部・人事部 株式会社ベトロプログレス代表取締役社長 富士石油販売株式会社代表取締役社長	平成26年6月26日 (辞任)
関彦次郎	取締役	袖ヶ浦製油所副所長 富士臨海株式会社代表取締役社長	平成26年6月26日 (辞任)

(注) 当事業年度中に退任した取締役の重要な兼職の異動は以下のとおりです。

- ・玉城孝治氏は、平成26年6月27日付株式会社ベトロプログレス定時株主総会が終結したものとみなされた時をもって、任期満了により同社代表取締役社長を退任しました。また、同氏は平成26年6月20日付富士石油販売株式会社定時株主総会が終結したものとみなされた時をもって、新たに同社取締役に選任され、同日開催の同社取締役会において同社代表取締役社長に選定され、就任しました。
- ・関彦次郎氏は、当事業年度期初においては富士臨海株式会社取締役であったところ、平成26年6月12日開催の同社取締役会において同社代表取締役社長に選定され、就任しました。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	支給額
取締役	15名	254百万円
監査役	4名	45百万円

- (注) 1. 上記には平成26年6月26日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 上記のうち、社外役員8名の報酬等の総額は34百万円です。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況及び重要な兼職先と当社との関係

10ページの「Ⅲ 1. 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

(2) 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
香藤 繁 常	当事業年度中に開催された取締役会の約9割に出席しました。 長年にわたるエネルギー産業における経営者としての経験・実績に基づき、経営陣から独立した立場から、一般株主の利益にも配慮しつつ業務執行に対する助言・監督を行いました。
石 飛 修	当事業年度中に開催された取締役会の約9割に出席しました。 長年にわたる素材産業における経営者としての経験・実績に基づき、経営陣から独立した立場から、一般株主の利益にも配慮しつつ業務執行に対する助言・監督を行いました。
清 水 正 孝	当事業年度中に開催された取締役会の約9割に出席しました。 長年にわたるエネルギー産業における経営者としての経験・実績に基づき、経営陣から独立した立場から、一般株主の利益にも配慮しつつ業務執行に対する助言・監督を行いました。
イマッド・アブドゥルカリム	当事業年度中に開催された取締役会の全てに出席しました。 中東産油国の国営石油会社における経験・知識に基づき、経営陣から独立した立場から、一般株主の利益にも配慮しつつ業務執行に対する助言・監督を行いました。
ムハンマド・ファハド	当事業年度中に開催された取締役会の全てに出席しました。 中東産油国の政府機関における経験・知識に基づき、経営陣から独立した立場から、一般株主の利益にも配慮しつつ業務執行に対する助言・監督を行いました。
石 井 信 彦	当事業年度中に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席しました。 長年にわたる金融機関における経験と財務及び会計に関する知見を活かし、経営陣から独立した立場で、一般株主の利益にも配慮した意思決定が行われるよう質問し、意見を述べました。
山 脇 康	当事業年度中に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席しました。 長年にわたる会社経営者としての経験・見識を活かし、経営陣から独立した立場で、一般株主の利益にも配慮した意思決定が行われるよう質問し、意見を述べました。
渡 辺 滋	当事業年度中に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席しました。 長年にわたる金融機関における経験と財務及び会計に関する知見並びに本邦石油開発会社における監査役としての経験・見識を活かし、経営陣から独立した立場で、一般株主の利益にも配慮した意思決定が行われるよう質問し、意見を述べました。

Ⅳ 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	84百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	1百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	103百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しています。
2. 当社の重要な子会社のうち、Petro Progress Pte Ltd.は、当社の会計監査人以外の者による監査を受けています。

3. 非監査業務の内容

連結財務諸表作成等に係る助言業務。

4. 解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において解任した旨と解任の理由を報告します。

また、会計監査人が継続してその職務を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当該決定に基づき、取締役会が当該議案を株主総会に付議します。

V 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社は会社法第362条第5項に従い、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針を以下のとおり定めています。

1. 当社取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「企業行動憲章」を制定し、当社が適用を受ける国内外の法令、定款及び諸規程の遵守を徹底するとともに、取締役会において法令遵守体制及び内部統制システムの整備方針、計画を決定し、運用する。

社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務執行の監督機能の維持、向上を図る。

当社監査役は、取締役と独立した立場から、内部統制システムの整備、運用状況を含め、当社取締役の職務執行を監査する。

2. 当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

(1) 当社取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程、常勤役員会規程、決裁規程、文書規程等に基づき、担当部署において、各種議事録、稟議書、伺書その他の重要文書として記録、保存、管理するとともに、事後に閲覧可能とする。

その記録、保存、管理状況については、当社の内部監査を担当する部署が内部監査に関する規程に基づき監査を実施し、その結果を定期的に当社取締役会及び監査役会に報告する。

(2) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼすリスクを総合的に認識し、評価する仕組みを整備するとともに、リスク管理に関連する諸規程を整備し、平時における事前予防体制を整備する。

巨大地震や感染症の流行等の不測の事態に対応すべく事業継続計画（BCP）を策定し、日頃より維持管理に努める。

重大な損失の発生が予測される場合には、当該部署の担当役員が当社代表取締役社長に報告の上、当社取締役会・常勤役員会等における検討を経て必要な対応策を講ずる。不測の事態が発生した場合には、速やかに緊急対策本部を設置する。

リスク管理体制の整備・運用状況については、当社の内部監査を担当する部署が内部監査に関する規程に基づき監査を実施し、その結果を定期的に当社取締役会及び監査役会に報告する。

(3)当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役会は、経営の基本方針、法令・定款に定められた事項その他経営に関する重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督する。

当社の常勤取締役・常勤監査役により構成される常勤役員会では、取締役会の決定に従い、経営全般に互る情報を共有するとともに、各事業部門が実施すべき具体的な施策を定め、効率的な職務執行を行うための決議を行う。

各担当部署は、常勤役員会における決議に基づく管掌・担当取締役からの指示を受け、職務分掌と権限規程を始めとする関連諸規程に基づき、効率的に職務を執行し、その業績を管掌・担当取締役及び取締役会に報告する。

各担当部署からの報告を受け、当社常勤役員会は、各事業部門が実施すべき具体的な施策を見直し、効率的な職務執行体制を改善するために必要な措置を行う。

(4)当社使用人及び当社子会社・関連会社（以下「当社子会社等」）役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「企業行動憲章」を制定し、当社及び当社子会社等が適用を受ける国内外の法令、定款及び諸規程の遵守を徹底するとともに、当社使用人並びに当社子会社等役職員に対し啓発活動を推進する。

法令・規則に反した行為等に関する相談・通報を受けるための窓口として「ヘルプライン」を当社本社内及び当社顧問弁護士事務所に設置する。ヘルプラインを通じた報告・通報については、当社のヘルプライン担当部署がその内容を調査し、関連部門と再発防止策を協議の上、再発防止策を実施するとともに、その内容を当社取締役会及び監査役会に報告する。

当社使用人並びに当社子会社等の役職員の職務執行の適法性及び適正については、当社の内部監査を担当する部署が内部監査に関する規程に基づき監査を実施し、その結果を定期的に当社取締役会及び監査役会に報告する。

(5)当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための下記体制

イ. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ロ. 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ. 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社子会社等の管理に関する諸規程に基づき、当社子会社等における職務執行に関し、その損失の危険の管理及び効率性並びにその他の重要事項について、当社子会社等が当社に報告すべき事項及び承認を求めべき事項を明確にし、当社の担当部署と当社子会社等との間の情報交換を緊密にし、当該部署を通じて当社子会社等の管理を徹底する。

当社子会社等全体における業務の適正については、当社の内部監査を担当する部署が内部監査に関する規程に基づき監査を実施し、その結果を定期的に当社取締役会及び監査役会に報告する。

- (6)当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び、当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項、並びに、当社監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社監査役の職務を補助すべき部署を設置し、必要な人員を配置する。その分掌業務については、監査役の意見を聴取して決定する。
当社監査役の職務を補助すべき部署のスタッフは、もっぱら当社監査役の指揮・命令に服する。当該部署のスタッフの人事異動、考課については、あらかじめ当社監査役会の同意を得るものとする。
- (7)当社監査役への報告に関する下記体制
- イ. 当社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制
 - ロ. 当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制
- 当社の取締役及び使用人、並びに、当社子会社等の取締役・監査役及び使用人は、定期的或いは当社各監査役の要請に応じて随時、必要な報告を行う。また、これらの者から報告を受けた者は、速やかに当社監査役に報告しなければならない。報告事項には以下のものを含む。
- 法令遵守、リスク管理、内部統制に関する事項を含め、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに職務執行の状況及び結果
 - 当社又は当社子会社等に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合はその事実
 - 情報開示書類の内容
 - ヘルプラインによる相談内容
 - その他コンプライアンス上重要な事項
- (8)当社監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社取締役は、当社使用人並びに当社子会社等の取締役・監査役及び使用人で当社監査役に上記報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることのないよう、関連諸規程にその旨を明確に定めなければならない。
- (9)当社監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社取締役は、当社監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理が、当社監査役職務の執行を妨げることなく適切に行われるよう協力する。
- (10)当社監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 当社の取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を開催する。
- 当社取締役は、当社監査役職務の適切な遂行のため、当社監査役と当社使用人並びに当社子会社等の取締役・監査役及び使用人との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- 当社取締役は、当社監査役が必要と認めた重要な取引先の調査に協力する。
- 当社取締役は、当社監査役が必要に応じ、公認会計士、弁護士等の外部専門家から助言を受けられるよう協力する。

(平成27年3月改定)

(本事業報告中に記載の金額は表示単位未満を切り捨てて表示しています。)

連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	162,633	流 動 負 債	174,955
現金及び預金	15,217	買掛金	29,892
受取手形及び売掛金	61,569	短期借入金	90,394
有価証券	235	1年内返済予定の長期借入金	6,368
たな卸資産	79,072	未払金	21,839
未収入金	4,497	未払揮発油税	21,492
繰延税金資産	215	未払法人税等	95
その他	1,826	その他	4,872
固 定 資 産	125,255	固 定 負 債	54,582
有形固定資産	91,466	長期借入金	36,464
建物及び構築物	10,498	繰延税金負債	9,630
油槽	3,220	退職給付に係る負債	2,848
機械装置及び運搬具	24,530	役員退職慰労引当金	40
土地	51,664	特別修繕引当金	2,265
建設仮勘定	1,315	修繕引当金	2,962
その他	237	その他	369
無形固定資産	579	負 債 合 計	229,537
ソフトウェア	417	純資産の部	
その他	162	株 主 資 本	57,921
投資その他の資産	33,208	資本金	24,467
投資有価証券	13,827	資本剰余金	57,215
長期貸付金	958	利益剰余金	△22,330
長期未収入金	18,296	自己株式	△1,431
退職給付に係る資産	47	その他の包括利益累計額	146
その他	545	その他有価証券評価差額金	242
貸倒引当金	△466	土地再評価差額金	1
資 産 合 計	287,889	為替換算調整勘定	△600
		退職給付に係る調整累計額	503
		少数株主持分	284
		純 資 産 合 計	58,351
		負 債 純 資 産 合 計	287,889

連 結 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		666,179
売 上 原 価		683,083
売 上 総 損 失		16,904
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,422
営 業 損 失		20,327
営 業 外 収 益		5,638
受 取 利 息	24	
受 取 配 当 金	268	
為 替 差 益	3,152	
持分法による投資利益	1,702	
タ ン ク 賃 貸 料	152	
そ の 他	337	
営 業 外 費 用		3,935
支 払 利 息	2,766	
タ ン ク 賃 借 料	291	
そ の 他	877	
経 常 損 失		18,624
特 別 利 益		6
固 定 資 産 売 却 益	1	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	5	
特 別 損 失		65
固 定 資 産 売 却 損	38	
固 定 資 産 除 却 損	23	
減 損 損 失	0	
そ の 他	2	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		18,683
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		120
法 人 税 等 調 整 額		△746
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 損 失		18,056
少 数 株 主 利 益		52
当 期 純 損 失		18,109

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	24,467	57,215	△3,176	△1,431	77,074
会計方針の変更による 累積的影響額			△658		△658
会計方針の変更を 反映した当期首残高	24,467	57,215	△3,834	△1,431	76,416
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△386		△386
当期純損失			△18,109		△18,109
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△18,495	—	△18,495
当期末残高	24,467	57,215	△22,330	△1,431	57,921

	その他の包括利益累計額					
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計
当期首残高	115	0	1	△2,295	217	△1,961
会計方針の変更による 累積的影響額						
会計方針の変更を 反映した当期首残高	115	0	1	△2,295	217	△1,961
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						
当期純損失						
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	126	△0		1,695	285	2,107
連結会計年度中の変動額合計	126	△0	—	1,695	285	2,107
当期末残高	242	—	1	△600	503	146

	少数株主持分	純資産合計
当期首残高	234	75,347
会計方針の変更による 累積的影響額		△658
会計方針の変更を 反映した当期首残高	234	74,689
連結会計年度中の変動額		
剰余金の配当		△386
当期純損失		△18,109
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	50	2,158
連結会計年度中の変動額合計	50	△16,337
当期末残高	284	58,351

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称
 連結子会社の数 9社
 連結子会社の名称 (株)ベトロプログレス、Petro Progress Pte Ltd.、富士タンカー(株)、富士石油販売(株)、富士臨海(株)、アラビア石油(株)、日本オイルエンジニアリング(株)、東京石油興業(株)、輪石アイン(株)
- (2) 非連結子会社の名称等
 非連結子会社の数 2社
 非連結子会社の名称 (株)シグマテクノ、中東建設(株)
 連結の範囲から除いた理由 総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額はいずれも僅少であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためである。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称
 持分法適用の関連会社の数 2社
 持分法適用の関連会社の名称 Aramo Shipping (Singapore) Pte Ltd.、東海工機(株)
- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数及び会社等の名称
 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数 4社
 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称 (株)シグマテクノ、中東建設(株)、共同ターミナル(株)、京葉シーパス(株)
 持分法を適用しない理由 当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額はいずれも僅少であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためである。

3. 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
- ① たな卸資産の評価基準及び評価方法
 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっている。
 評価方法はそれぞれ次の方法を採用している。
 商品・製品・原材料……………総平均法
 貯蔵品……………移動平均法
- ② 有価証券の評価基準及び評価方法
 その他有価証券
 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
 時価のないもの……………移動平均法による原価法
- ③ デリバティブ……………時価法
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産
 機械装置のうち石油化学製品製造装置及び自家発電設備については定率法を採用し、その他の有形固定資産については主として定額法を採用している。なお、主な耐用年数は次のとおりである。
 建物及び構築物 2～60年
 油槽 10～15年
 機械装置 2～17年
- ② 無形固定資産
 定額法
 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法による。

- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上している。
 - ② 修繕引当金
法定定期修理を2年周期または4年周期で行う機械装置の定期修理費用については、当該定期修理費用の支出見込み額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上している。
 - ③ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。
 - ④ 特別修繕引当金
消防法により定期開放点検が義務づけられている油槽に係る点検修理費用について、当該点検修理費用の支出実績に基づき、当連結会計年度に負担すべき額を計上している。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の際連結会計年度から費用処理している。
- (5) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 重要なヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用している。
ただし、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を採用している。また、金利スワップ取引のうち、特例処理の要件を満たす取引については、当該特例処理を採用している。
 - ② 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。
 - ③ 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用している。
4. 会計方針の変更
- 「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更した。
- 退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。
- この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が499百万円増加し、退職給付に係る資産が158百万円減少し、利益剰余金が658百万円減少している。なお、当連結会計年度の損益及び1株当たり情報に与える影響は軽微である。
5. 表示方法の変更
- 連結貸借対照表に関し、前連結会計年度において「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「長期未収入金」は、重要性が増したため、当連結会計年度より「長期未収入金」として表示している。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保資産（工場財団抵当）	
建物及び構築物	9,702百万円
油槽	3,220百万円
機械装置及び運搬具	24,068百万円
土地	48,952百万円
担保資産－計	85,944百万円
上記に対応する債務	
長期借入金	39,392百万円
（うち一年内返済予定分）	4,868百万円
計	39,392百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 261,912百万円
3. 直接減額による圧縮記帳額
 国庫助成金により取得価額から控除した額
 機械装置及び運搬具 645百万円
 保険差益により取得価額から控除した額
 機械装置及び運搬具 128百万円
4. 保証債務
 従業員または連結子会社以外の会社の下記の債務に対して債務保証を行っている。
 従業員（持家）
 金融機関からの借入債務 34百万円
 バイオマス燃料供給有限責任事業組合
 当座貸越約定に係る債務保証 460百万円
 輸入消費税の延納に対する債務保証 109百万円
 信用状取引約定に係る債務保証 466百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項
 - (1) 発行済株式

発行済株式の種類	普通株式
当連結会計年度期首株式数	78,183,677株
当連結会計年度増加株式数	—
当連結会計年度減少株式数	—
当連結会計年度末株式数	78,183,677株
 - (2) 自己株式

自己株式の種類	普通株式
当連結会計年度期首自己株式数	1,121,076株
当連結会計年度増加自己株式数	—
当連結会計年度減少自己株式数	—
当連結会計年度末自己株式数	1,121,076株
2. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	386	5	平成26年3月31日	平成26年6月27日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
 普通株式の配当に関する事項
- | | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 231百万円 |
| 配当の原資 | 資本剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 3円 |
| 基準日 | 平成27年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成27年6月26日 |

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資を短期的な預金等で運用し、また設備投資資金や運転資金を銀行等金融機関からの借入により調達している。

売掛金は、顧客の信用リスク、為替の変動リスクに晒されているが、一部の外貨建てのものは為替予約取引を利用してヘッジしている。

有価証券及び投資有価証券は、主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

買掛金及び未払金は短期間で決済されるものであり、一部の外貨建てのものは為替予約取引を利用してヘッジしている。

借入金の使途は、短期借入金は主に原油等の輸入に係る運転資金の調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達である。借入金の金利変動リスクは、一部の契約において金利スワップ取引を利用してヘッジしている。なお、デリバティブ取引の執行・管理については、取引と管理に関する権限・限度額等を定めた社内規程に基づき行っている。

当期の連結決算日現在における営業債権のうち66.1%が特定の大口顧客に対するものである。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていない（注2）を参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	15,217	15,217	—
(2) 受取手形及び売掛金	61,569	61,569	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	2,151	2,151	—
(4) 未収入金	4,497	4,497	—
(5) 長期貸付金	958		
貸倒引当金（*1）	△415		
	543	543	—
(6) 長期未収入金	18,296	18,212	△83
資産計	102,276	102,192	△83
(1) 買掛金	29,892	29,892	—
(2) 短期借入金	90,394	90,394	—
(3) 未払金	21,839	21,839	—
(4) 未払揮発油税	21,492	21,492	—
(5) 未払法人税等	95	95	—
(6) 長期借入金	42,832	42,904	71
負債計	206,547	206,618	71

（*1）長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除している。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は満期までの期間に対応する利率により割り引いた現在価値によっている。

(5) 長期貸付金

貸付先の信用リスクを加味した利率により時価を算定している。また、貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としている。

(6) 長期未収入金

長期未収入金の時価については、回収可能性を反映した受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定している。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払揮発油税、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(6) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また借入実行後の信用状態にも大きな変動が無く、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額をもって時価としている。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載している（上記「負債 (6) 長期借入金」参照）。為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である買掛金・短期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該買掛金・短期借入金の時価に含めて記載している（上記「負債 (1) 買掛金、(2) 短期借入金」参照）。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	353
関係会社株式	11,557
その他	0

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産 (3) その他有価証券」には含めていない。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額
1株当たり当期純損失

753円51銭
234円99銭

重要な後発事象に関する事項

該当事項なし。

その他の注記

記載の金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	153,426	流動負債	174,217
現金及び預金	7,492	買掛金	29,123
売掛金	59,804	短期借入金	90,899
商品及び製品	27,475	1年内返済予定の長期借入金	6,368
原材料及び貯蔵品	51,566	リース債務	17
未収入金	5,174	未払金	21,707
前払費用	1,279	未払揮発油税等	21,492
繰延税金資産	215	未払法人税等	50
未収還付法人税等	226	未払費用	491
短期貸付金	37	預り金	55
その他	154	そのその他	4,012
固定資産	118,530	固定負債	54,308
有形固定資産	89,822	長期借入金	36,424
建物	2,966	リース債務	12
油槽	3,220	繰延税金負債	9,335
構築物	7,279	退職給付引当金	2,983
機械装置	24,073	特別修繕引当金	2,265
車両運搬具	0	修繕引当金	2,962
工具、器具及び備品	101	資産除去債	106
土地	50,835	その他	217
リース資産	30	負債合計	228,525
建設仮勘定	1,315	純資産の部	
無形固定資産	423	株主資本	41,356
ソフトウェア	414	資本金	24,467
その他	9	資本剰余金	34,197
投資その他の資産	28,284	資本準備金	9,467
投資有価証券	1,506	その他資本剰余金	24,730
関係会社株式	26,031	利益剰余金	△15,511
長期貸付金	948	その他利益剰余金	△15,511
その他	212	繰越利益剰余金	△15,511
貸倒引当金	△415	自己株式	△1,797
資産合計	271,957	評価・換算差額等	2,074
		その他有価証券評価差額金	142
		土地再評価差額金	1,932
		純資産合計	43,431
		負債純資産合計	271,957

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		652,683
売 上 原 価		670,880
売 上 総 損 失		18,196
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,541
営 業 損 失		20,738
営 業 外 収 益		1,554
受 取 利 息	19	
受 取 配 当 金	1,054	
為 替 差 益	193	
タ ン ク 賃 貸 料	152	
そ の 他	135	
営 業 外 費 用		3,939
支 払 利 息	2,770	
タ ン ク 賃 借 料	291	
そ の 他	877	
経 常 損 失		23,123
特 別 損 失		58
固 定 資 産 売 却 損	35	
固 定 資 産 除 却 損	22	
減 損 損 失	0	
税 引 前 当 期 純 損 失		23,181
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		△743
法 人 税 等 調 整 額		△864
当 期 純 損 失		21,573

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	24,467	9,467	24,730	34,197
会計方針の変更による 累積的影響額				
会計方針の変更を 反映した当期首残高	24,467	9,467	24,730	34,197
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 損 失				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	24,467	9,467	24,730	34,197

	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	7,105	7,105	△1,797	63,973
会計方針の変更による 累積的影響額	△658	△658		△658
会計方針の変更を 反映した当期首残高	6,447	6,447	△1,797	63,315
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	△386	△386		△386
当 期 純 損 失	△21,573	△21,573		△21,573
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	△21,959	△21,959	—	△21,959
当 期 末 残 高	△15,511	△15,511	△1,797	41,356

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	2	1,932	1,935	65,909
会計方針の変更による 累積的影響額				△658
会計方針の変更を 反映した当期首残高	2	1,932	1,935	65,251
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△386
当 期 純 損 失				△21,573
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	139		139	139
当 期 変 動 額 合 計	139	—	139	△21,819
当 期 末 残 高	142	1,932	2,074	43,431

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ① 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - (ア) 時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)
 - (イ) 時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………時価法

(3) たな卸資産

- ① 商品・製品・原材料……………総平均法による原価法
 - ② 貯蔵品……………移動平均法による原価法
- なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

石油化学製品製造装置及び自家発電設備……………定率法

上記以外の有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりである。

建物及び構築物……………2～60年

油槽……………10～15年

機械装置……………2～17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

自社利用分のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法による。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付引当金の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生翌事業年度から費用処理している。
 - (3) 特別修繕引当金
消防法により定期開放点検が義務付けられている油槽に係る点検修理費用について、当該点検修理費用の支出実績に基づき、当事業年度に負担すべき額を計上している。
 - (4) 修繕引当金
法定定期修理を2年周期または4年周期で行う機械装置の定期修理費用については、当該定期修理費用の支出見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上している。
4. ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用している。
ただし、為替予約が付されている外貨建金銭債務については振当処理を採用している。また、金利スワップのうち、特例処理の要件を満たす取引については、当該特例処理を採用している。
 5. 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。
 6. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。
 7. 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用している。

会計方針の変更に関する注記

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更した。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いは従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減している。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が499百万円増加し、長期前払年金費用が158百万円減少し、繰越利益剰余金が658百万円減少している。なお、当事業年度の損益に与える影響及び1株当たり情報に与える影響は軽微である。

表示方法の変更に関する注記

貸借対照表に関し、前事業年度において独立掲記していた「製品」、「半製品」、「原油」、「貯蔵品」及び「未着品」は、明瞭性を高める観点から表示科目の見直しを行い、当事業年度より「商品及び製品」及び「原材料及び貯蔵品」として表示している。前事業年度において「流動資産」の「その他」に含めていた「未収入金」は、重要性を勘案し、当事業年度より独立掲記している。

損益計算書に関し、前事業年度において「受取利息及び配当金」として表示していた受取利息及び受取配当金は、明瞭性を高める観点から表示科目の見直しを行い、当事業年度より各々「受取利息」及び「受取配当金」として表示している。前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めていた「タンク賃貸料」及び「営業外費用」の「その他」に含めていた「タンク賃借料」は、明瞭性を高める観点から表示科目の見直しを行い、当事業年度より各々独立掲記している。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する債権債務

関係会社に対する短期金銭債権	1,284百万円
関係会社に対する長期金銭債権	941百万円
関係会社に対する短期金銭債務	27,288百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 259,779百万円
3. 保証債務

(単位：百万円)

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
Petro Progress Pte Ltd.	25,290 (66,093)	左記会社の取引債務 (極度保証額)
バイオマス燃料供給 有限責任事業組合	1,037 (2,424)	当座借越約定、輸入消費税の延納、 信用状取引約定 (極度保証額)
富士石油販売(株)	190 (510)	左記会社の取引債務 (極度保証額)
従業員	34	従業員の持家資金借入債務
計	26,552	

4. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

種類	期末帳簿価額	担保権の種類
建物	2,434百万円	
油槽	3,220百万円	
構築物	7,268百万円	工場財団抵当権
機械装置	24,068百万円	
土地	48,952百万円	
計	85,944百万円	

(2) 担保に係る債務

内容	期末残高
長期借入金 (うち一年内返済予定分)	39,392百万円 (4,868百万円)

5. 直接減額による圧縮記帳

国庫助成金により取得価額から控除した額 機械装置及び運搬具	645百万円
保険差益により取得価額から控除した額 機械装置及び運搬具	128百万円

6. 土地再評価差額金に関する注記

平成25年10月1日に行われた合併において、合併消滅会社であった旧富士石油株式会社が土地の再評価に関する法律に基づき事業用土地の再評価を実施したことにより計上した土地再評価差額金のうち、同社との合併により受け入れた金額である。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	3,181百万円
仕入高	487,967百万円
その他の営業取引高	135百万円
営業取引以外の取引高	813百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

自己株式の種類	当事業年度期首株 式数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 当 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数
普 通 株 式	966,076	—	—	966,076
合 計	966,076	—	—	966,076

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因

繰延税金資産の主な発生原因は、修繕引当金の否認及び税務上の繰越欠損金等である。

なお、この他にも土地の再評価に係る繰延税金負債を計上している。

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金	事業の 内容 又は職業	議決権の 所有割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	Petro Progress Pte Ltd.	シンガ ポール	34百万 シンガ ポールドル 733千 米ドル	海外にお ける原油・ 石油の調 達、販売、 輸送、委託 精製	100	—	—	原油・石油 製品の購入	404,049	買掛金	25,364
関連 会社	東海工機㈱	千葉県 市原市	40百万円	各種プラント の建設・ 保全等	40	—	—	土地・建物の 売却(*3) 売却代金 売却損	104 35	— —	— —

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 取引価格は市場価格を勘案して一般取引と同様に決定している。
- *2 取引高及び債務残高には、消費税等は含まれていない。
- *3 土地及び建物の売却価額については、不動産鑑定士の鑑定価格等を参考に決定している。

2. 役員及び主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金	事業の 内容 又は職業	議決権の 所有割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	香藤 繁常	—	—	当社取締役 昭和シェル 石油株式会 社代表取締 役会長グル ープCEO *2	—	1人	—	原油及び 製品の販売 *3	431,503	売掛金	40,673
								原油の融通 *4	75,725	未収入金	—
								原油及び 製品の購入	99,317	買掛金	3,335
役員	石 飛 修	—	—	当社取締役 住友化学株 式会社代表 取締役会長・ CEO	—	1人	—	石油製品の 販売	44,129	売掛金	3,721

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 石油製品の販売価格は、市場価格を勘案して一般取引と同様に決定している。
- *2 香藤繁常氏は、昭和シェル石油株式会社代表取締役会長グループCEOの役職から平成27年3月26日付で退任しており、退任月末までの取引金額及び退任月の月末残高を記載している。
- *3 債権残高には消費税等が含まれており、取引高には消費税等は含まれていない。
- *4 上記取引は、いわゆる第三者のための取引であり、一般取引先と同様の取引条件によっている。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 562円45銭
1株当たり当期純損失 279円38銭

重要な後発事象に関する事項

該当事項なし。

その他の注記

記載の金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

富士石油株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池田敬二[㊞]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 江本博行[㊞]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士石油株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士石油株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

富士石油株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 敬二 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江本 博行 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士石油株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に
関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告
いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、
必要に応じて説明を求め、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求
めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門等と意思疎通を
図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役
及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁
書類等閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役
の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びそ
の子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会決議の内容
及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門等か
らその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しまし
た。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役会等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の
評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社
の取締役等から必要に応じて事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告
及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると
ともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、
「会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げ
る事項）に関しては、会計監査人より「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）
等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事
業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属
明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記
表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと
認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認めら
れません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制
システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部
統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月18日

富士石油株式会社 監査役会

常勤監査役 荒井 隆 男 ㊞

社外監査役 石井 信 彦 ㊞

社外監査役 山 脇 康 ㊞

社外監査役 渡 邊 滋 ㊞

以 上

企業行動憲章

(平成25年10月1日制定)

富士石油グループが掲げる企業理念を実現するため、ここにグループ全役職員が取り組むべき「企業行動憲章」を定めます。

企業理念

エネルギーの安定供給
安全の確保と地球環境の保全
ステークホルダーとの共存共栄
活力に満ちた働きがいのある職場

安定供給

石油製品等のエネルギー資源を安定的に供給することに努めます。

安全操業および環境保全

無事故、無災害等安全操業に十分配慮して、良質な石油製品等の生産、エネルギー資源の開発に取り組むとともに、常に環境保全意識の向上を図り、自主的、積極的に環境問題に取り組めます。

社会貢献

積極的に社会貢献活動に参加し、社会の発展に寄与するよう努めます。

また、国際社会の一員として、各国、各地域の文化、宗教、慣習、言語を尊重し、各国、各地域の発展に貢献します。

法規範の遵守

国内外の法令・規則を遵守するとともに社会倫理に則って良識ある行動をとります。

反社会的勢力との関係遮断

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断します。

コミュニケーションの確保

株主、取引先、地域の方々など、広く社会とのコミュニケーションを確保し、企業情報を積極的かつ公正に開示します。

従業員の人格、個性の尊重

従業員の能力開発に努めるとともに、安全で働きやすい環境を確保し、従業員の人格、個性を尊重します。

問題への対処

経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底します。また、本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に表明し、原因究明、再発防止に努めます。また、社会への迅速かつ確かな情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上で自らを含めた厳正な処分を行います。

以上

株主メモ

- **事業年度**
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- **定時株主総会**
毎年6月下旬
- **期末配当金受領株主確定日**
毎年3月31日
- **株主名簿管理人**
- **特別口座 口座管理機関**
東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社
- **株主名簿管理人事務取扱場所**
東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
- **郵便物送付先及び電話照会先**
〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
フリーダイヤル：0120-288-324
- **公告方法**
電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
<http://www.foc.co.jp/ir/koukoku.html>

特別口座に記録された株式をお持ちの株主様へ

証券会社等の口座にて管理されていない株式は、当社がみずほ信託銀行株式会社に開設した口座（特別口座）に記録されております。

特別口座に記録されている株式の売買等を行うためには、一旦株主様ご本人名義の証券会社口座*に振替手続きを行っていただく必要があります。

なお、振替のお手続きには、みずほ信託銀行株式会社宛に「口座振替申請書」のご提出が必要となります。詳しい情報は、みずほ信託銀行株式会社のホームページをご覧ください。またはフリーダイヤル（0120-288-324）にお問い合わせください。

*口座をお持ちでない株主様はあらかじめ証券会社で口座開設のお手続きを行ってください。

富士石油株式会社

〒140-0002 東京都品川区東品川二丁目5番8号 天王洲パークサイドビル
TEL 03-5462-7761 FAX 03-5462-7815
ホームページアドレス <http://www.foc.co.jp/>

